

よくある質問と答え

申込み時期

夏休み

Q：8月のみ利用したい場合はどうしたら良いですか？

A：申込は「夏季のみ（夏休み初日から8月31日まで）」の区分で申し込んでください。
入所承認後、7月は休所届を出してもらうことで、7月分はお休み（利用料不要）にできます。

冬休み・春休み

Q：冬休みや春休みだけの申込制度はありますか？

A：申し訳ございませんが、冬休み、春休みだけの申込制度はありません。利用する場合は、通年申込になります。年度途中で申込をすることは可能ですが、定員を超えている場合は、待機となります。

年度途中

Q：年度途中での申込みはできますか？

A：可能です。利用希望日の少なくとも2週間前には生涯学習課に申込みをしてください。ただし、児童数が定員を超えているクラブでは、待機になる場合もあります。

就労条件

全体

Q：今、現在仕事をしていませんが、4月から仕事をはじめるとした場合、児童クラブへ申込みできますか？

A：就労先が決定してから、今後の予定で就労証明書の勤務実績等を記入してもらい、申込書と一緒に就労証明書を出してください。申込書だけで受付はしておりません。

Q：年度当初の申込み期限までに書類が提出できない場合どうしたら良いですか？

A：申込み期限を過ぎても受付はできますが、入所の優先順位は下がってしまう場合があります

Q：育児休業中で5月から仕事復帰するため、児童クラブへ入所したい場合、いつ申し込めたら良いですか？

A：事前に生涯学習課へご相談ください。入所前時点ですでに定員超の場合、待機となる可能性もあります。

Q：現在、就労しているが、出産のため産休、育休に入る場合はどうなりますか？

A：児童クラブへ入所する条件が「就労」から「出産」へ変更となるため、「変更届」と母子手帳のコピー（出産予定日がわかるページ）が必要になります。入所できる期

間は、出産日（予定日）から3か月目の月末までとなり、以後退所となります。

Q：就労証明書を出した後、転職、もしくは人事異動があり勤務先が変更になったがどうしたら良いですか？

A：新たな勤務先で就労証明書を作成してもらい、変更届と一緒に提出してください。

通年

Q：午後3時までしか働いていないが、通年での申込みはできますか。

A：通年での申込みは可能です。通年の場合は、午後3時までの就労が条件になっています。

※通年利用は、毎月12日以上かつ4時間以上かつ午後3時以降までの労働が必要です。

夏休み

Q：夏休みのみ利用したい場合、午後3時以降までの就労が必要ですか。

A：夏休みのみの申込であれば、毎月12日以上かつ4時間以上の労働が必要で、午後3時以降までの労働は不要です。

Q：夏休みの就労証明書は、いつごろ提出ですか。

A：2月末に発送する「仮承認通知」で提出期限をお知らせする予定です。
（4月～5月頃提出の予定です）

冬休み・春休み

Q：冬休みや春休みは、夏休みの就労の条件と同じですか。

A：通年利用の就労の条件で、午後3時までの就労が必要になります。

※毎月12日以上かつ4時間以上かつ午後3時以降までの労働が必要です。